

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月3日(月)午後1時30分から午後2時13分
2. 開催場所 宇和島市役所 2階大会議室
3. 出席委員 (41名)
会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員	2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
	4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
	7番	清家 茂	9番	清家 行範
	10番	高木 常樹	11番	高田 博明
	12番	武川 豊茂	15番	西田 正枝
	16番	濱田 金治	17番	平松 和男
	18番	福岡 正彦	19番	藤岡 功
	20番	松本 高秋	21番	山口 一光
	23番	山本 義広		

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
21番	山口 兼史	22番	山本 一也

4. 欠席委員 (6名)

農業委員

8番	清家 多美雄	13番	竹葉 邦政
14番	玉木 邦英	22番	山口 義幸
24番	和田 恵子		

推進委員

23番	吉見 一弥
-----	-------

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
-----	-------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第3号	諸証明について
報告第4号	農地転用確認交付申請書について
報告第5号	農地原形変更届出書について
報告第6号	農地法第4・5条許可（平成31年4月定例総会分）について （平成31年4月16日～令和元年5月15日までの事務局処理事案）

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課中山間対策係長 福島 康生

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員19名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和元年6月定例総会を開会いたします。

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。6月に入りまして、やっと空梅雨の状態から長雨の状況に移ってきたのではないかと思います。水田を始め柑橘等は大変高温で水の少ない状況で、大変管理に苦勞をされていたのではないかと思います。

昨年度の豪雨災害からかなり復旧はされてきておりますが、まだまだ用水関連では100%ではありません。灌水をしたくても灌水できない、管は通っているのですが、末端の施設の破損状態で使えないという所がまだ2割近くあるのではないかとこの現場の声が届いております。出来る限り早い復興をお願いしたいと思います。

ここ数年来、柑橘におきましてはかなり安定的な単価で推移をしております。それに合わせまして吉田地区を中心にしまして、次世代事業に関わります新規就農者の数も年々増えてきております。ただ皆さんも宇和島、津島、三間、吉田を総合的に見ますと、やっぱり離農者の数の方がそれを上回る状態で推移しているのが現状ではないかなと考えております。もう高齢化は常識的なもので、いかに各地区の農地を集約、それから中間管理、それから認定農業者、若い後継者等にどのように集積していくかというのが農業委員会の命題ではないかなと、これからも重要な課題になってくるのではないかなと思っております。

去る5月27、28日に東京で全国会長会がありました。主たる目的は農地の最適化利用についての話し合いでございます。各県それぞれ苦勞をされている状態です。状況は変わりません。水田地帯の東北地方これはAIを使ったかなり進んだ集落営農等が希望を持たれている。という話で活気づいておりました。中四国とそれから九州地域を中心に現存します中山間地を中心とした地域におきましては、中々具体的な対応策は見いだせられないのが現状であります。

ただ、やっぱりそれで地域を守って行けるという状況ではありませんので、少しずつ何らかの手を打っていかねばならない。どうしていったら良いかを地域で考え、それを行政サイドがフォローをしながらしっかり考えて良い手を打っていかねばならないという結論に至るのではないかと思います。それを目的にしまして、中間管理事業の5年間の見直しが今年度より随時行われていきます。

やはり人・農地プランをベースに各地区から出来上がったものを取りまとめて、それがスムーズにいく地域ほど行政サイドの補助、それから色々な対応策も検討され、随時実行されていくという流れになっていくと思いますので、できる限りそういう会合には農業委員さんは出席していただきまして、強い希望で推進して行ってほしいと考えておりますので、よろしくお願ひしたらと思ひます。

大変蒸し暑く、体も中々慣れていない状態です。十分体には良いようにしていただきまして、頑張つてこの暑い夏を乗り切つていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたらと思ひます。

本日も3条、5条、基盤法等の重要な案件があります。最後までご審議の程よろしくお願ひいたします。これをもちまして挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願ひします。

《今西次長》

はい。竹葉委員、玉木委員、清家多美雄委員、和田委員、山口義幸委員、吉見推進委員が所用のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に平松委員、福岡委員を指名いたします。

それではまず報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、今西次長より報告第1号から第6号までの報告がありました。

どなたかご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《濱田委員》

失礼します。8番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に農業に取り組んでおり経営拡大においても意欲的で、今回、知人を介し△△△△さんと話し合いが付き所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

9番について説明いたします。譲渡人の〇〇〇〇さんは遠距離で耕作ができないという事で、誰かにという話をしておりましたら、譲受人の△△△△さんが経営拡大という事で話になりました。年齢は80歳ですが農業意欲もありますし、後継者も居られますので何ら問題ありません。

《藤井委員》

10番についてご説明します。津島町御内の〇〇〇〇さんと、柿原に住んでおられます△△△△さんと話し合いが付きまして、耕作の契約が成立いたしました。先月31日に現地確認をいたしました。何ら問題ないと思います。

《永井委員》

11番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で園地を維持できないという事で、同じ町内で隣同士である△△△△さんに所有権移転という事で何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

12番、13番、14番についてご説明いたします。

12番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございますが、生前贈与という事で贈与を受けました。熱心に農業をされており、問題ありません。

13番、14番は〇〇〇〇農園の△△△△さんですが、去年の水害で被害を受けられた方です。ハウスを傷めて土砂を入れたのですが、弱気になって作るのを辞めようかという事で、□□□□さんが作るという事で、◇◇◇◇さんは運送業をやっておられたのですが、息子さんに譲りまして会長職でございます。〇〇〇〇さんと同級生でもあり、引き受けてミカンを作ろうかという事で受けるようになったものでございます。問題ないと思います。

《平山委員》

15番、16番、17番についてご説明いたします。

15番について、〇〇〇〇さんと△△△△さんは祖父、孫の関係です。

16番、17番の〇〇〇〇さん、△△△△さんとは親戚関係です。□□□□さんは新規就農者で真面目に農業に取り組んでおられます。◇◇◇◇さんのお父さんも真面目な方です。5月31日に会長、代行、事務局とで現地確認をしましたが何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

18番から26番についてご説明いたします。

18番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係です。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおり何ら問題ないと思います。

19番の〇〇〇〇さんと△△△△さんも親子関係です。ほとんどの畑を□□□□君に貸借権設定したものです。

20番、21番は今まで〇〇〇〇君のお父さんの△△△△さんが契約を結んでいたのですが、合意解約の上、今度新たに□□□□君と契約したものです。

22番は畑が隣近所で、〇〇〇〇さんは怪我をされて耕作できないという事で△△△△君が新たに耕作をするようになりました。□□□□君は真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

23番の〇〇〇〇さんと△△△△は親子関係でございます。

24番の〇〇〇〇さんと△△△△さんとは祖母と孫の関係です。

25番の〇〇〇〇さんは高齢で耕作ができないという事で、これも畑が隣同士で△△△さんをお願いして耕作してもらうようになりました。□□□□さんは真面目に農業をされており問題ありません。

26番の〇〇〇〇さんと△△△△昭さんは祖父と孫の関係です。□□□□さんも真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《平山委員》

4番について説明します。〇〇〇〇さんは工務店の代表取締役を勤めていて、前々から資材置場、従業員の駐車場を探していた所、自宅裏の土地の所有者の△△△△さんと話がまとまり所有権移転となりました。5月31日に会長、代行、事務局とともに現地を確認しましたが何ら問題ありません。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員
さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島
市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《兵頭高広委員》

30番について説明いたします。〇〇〇〇は社会福祉法人です。同じ系列で△△△
△町に就労継続支援A型□□□□という事務所があります。企業等に就労するのが困
難な方が、お米などの生産や日用品の販売などを行っている所です。利用権を設定する
◇◇◇◇さんは高齢で耕作ができないという事なので、耕作地の近い〇〇〇〇と話が
まとまりました。何ら問題ありません。

《氏原委員》

31番について説明いたします。〇〇〇〇さんの樹園地を△△△△さんが借り入れ
て耕作をするものでありまして、10年の更新で賃貸借権設定です。□□□□さんは
ミカン農家で問題ありません。

《山本委員》

32番、33番の案件について説明します。

32番の〇〇〇〇さんは中山間の農業用水組合の中心の存在です。△△△△君は自営業で、本人は農業をやっておりません。親が農業経営をして耕作というのが、そろそろ高齢で労力不足なので、近隣の□□□□さんと話がまとまり使用貸借権設定がまとまりました。

33番について説明します。〇〇〇〇さんは自営業の兼業でちょっと経営を縮小したいという事で、近隣の△△△△さんに話がまとまり、使用貸借権設定でございます。2件とも新規でございます。何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

34番について説明します。利用権設定をする〇〇〇〇さんは耕作者を探していました。△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおり問題ないと思います。

《安岡委員》

35番について説明いたします。〇〇〇〇さんは誰か耕作をしてくれる人を探しておりましたところ、同じ自治会の中で△△△△さんが耕作をするという話しになりまして、賃貸借契約になりました。□□□□さんは勤めておりますが、真面目に農業をやられておりますので何らで問題ないと思います。新規でございます。

《谷口委員》

36番について説明いたします。〇〇〇〇さんは野菜苗を中心に経営活動をされておられます。更新でありますので問題ないと思います。

《清家宏委員》

37番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは奥浦の方で作っておられます。△△△△さんとの更新であり問題ないと思います。

《松下委員》

38番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは地域で熱心に耕作をされておられます。△△△△さんとの更新でありますので何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

39番、40番についてご説明いたします。この案件はもう4年、5年になるのですが、その位から〇〇〇〇さんが耕作をされておられます。今回、賃貸借権設定をするという事で新規ではございますが、△△△△さんは真面目に農業をされており、後継者も居られますので何ら問題ないと思います。

《河野委員》

41番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係であります。□□□□さんは体の調子が悪いという事で、今回、◇◇◇◇さんと話がまとまりまして使用貸借権設定を10年間の新規で借りるという事で何ら問題ないと思います。

《瀧水委員》

8番について説明いたします。〇〇〇〇さんは体調を壊されておりました、丁度、近所の△△△△さんに所有権移転という事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業をされておりました問題ないと思います。

《樋口委員》

9番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親戚関係です。□□□□さんは熱心に取り組んでおられますので問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和元年6月定例総会の議案を終了させていただきます。